

「リサイクル情報に関する調査票」等の記入要項

(公財)栃木県環境保全公社

1. 基本的事項

「リサイクル情報に関する調査票」(別紙1)に、循環資源を提供又は受入する事業所毎に記入可能な事項を記入して下さい。従って、県内に複数事業所をお持ちの方は、別紙1を複数枚コピーして事業所毎に記入して下さい。

記入にあたって、「提供側」、「受入側」により、記入箇所が異なる部分がありますので、ご注意ください。

(公財)栃木県環境保全公社のホームページから当該調査票様式をダウンロードされた方が、当該調査票にパソコンで入力される場合には、当該調査票はエクセル形式になっておりますので、最初に当該調査票の一番上にある「取引時の調査対象事業所の立場」欄の「提供側」又は「受入側」のどちらかをチェック「レ」してから、以下の項目を入力して下さい。「提供側」、「受入側」により、それぞれ入力箇所がわかるようになっています。

パソコンでの入力方法についての更に詳しい説明は、エクセル形式の「リサイクル情報に関する調査票(PC入力用)」を開いて一番最初にあるシート「調査票PC入力説明書」をご参照下さい。

調査票項目については、「調査票項目開示・非開示一覧」(別紙2)により取扱うこととしておりますので、ご報告にあたりご承知おき下さい。

なお、登録した事業所から貴社に関する照会があった場合に、非開示情報を照会者に提供してもよい項目がありましたら、「交換情報誌への調査票項目開示・非開示一覧」(別紙2)中の「非開示(×印)項目公開の了解」欄の□にチェック「レ」を付けておいて下さい。

提供又は受入できる循環資源の種類が複数ある場合には、「リサイクル情報に関する調査票」(別紙1)をコピーなどして、循環資源の種類毎に複数枚記入して下さい。

2. 各調査項目記入方法

(1) 循環資源提供又は受入に関する事業内容

- ①「貴事業所の事業の概要」欄を記入していただいた後、「1.産業廃棄物処分業許可の有無」欄～「13.その他：」欄の該当部分の□にチェック「レ」を付けて下さい。
- ②「1.産業廃棄物処分業許可の有無」欄の「あり」とは、栃木県又は宇都宮市から産業廃棄物の処分業の許可を受けている事業者のことです。産業廃棄物の収集運搬業の許可のみを受けている方は該当いたしません。
- ③「2.特管産廃処分業許可の有無」欄の「あり」とは、栃木県又は宇都宮市から特別管理産業廃棄物の処分業の許可を受けている事業者のことです。特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可のみを受けている方は該当いたしません。
- ④「3.一般廃棄物処分業許可の有無」欄の「あり」とは、市町村から一般廃棄物の処分業の許可を受けている事業者のことです。一般廃棄物の収集運搬業の許可のみを受けている方は該当いたしません。
- ⑤「4.産廃優良化評価基準適合の有無」欄の「あり」とは、優良性の判断に係る評価制度に基づき、栃木県又は宇都宮市が審査し、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分業の優良化評価基準適合者であることを認めた事業者のことです。産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業の優良化評価基準適合事業者のみの方は該当いたしません。
- ⑥「5.県廃棄物再生事業登録の有無」欄の「あり」とは、古紙、金属くず、古繊維、あきびん、廃タイヤ等の再生、又は空き缶などの圧縮処理をしており、廃棄物処理法第20条の2に基づき栃木県知事の登録を受けて、「登録廃棄物再生事業者」となっている事業者のことです。

⑦「6.ISO14001 認定の有無」欄の「あり」とは、ISO14001（環境マネジメントシステム規格）認証のための審査登録を環境マネジメントシステム審査登録機関から受けた事業者のことで。

なお、(公財)日本適合性認定協会（JAB）が審査認定した環境マネジメントシステム審査登録機関は、H19.9.20 現在で 43 件あります。

審査登録機関を審査認定する機関は各国に 1 機関あり、日本は(公財)日本適合性認定協会（JAB）、アメリカは ANAB、イギリスは UKAS、フランスは COFRAC です。

⑧「7.エコアクション 21 適合の有無」欄の「あり」とは、(公財)地球環境戦略研究機関持続性センター（IGES-cfs）からエコアクション 21 認証・登録された事業者のことで。

なお、県内では、宇都宮商工会議所内にある「エコアクション 21 地域事務局とちぎ」がエコアクション 21 の審査申込受付を行っています。

⑨「8.県リサイクル認定製品の有無」欄の「あり」とは、栃木県リサイクル製品認定制度に基づいて栃木県リサイクル製品（愛称：とちの環エコ製品）の認定を受けている事業者のことで。

⑩「9.食品リサイクル法再生利用事業者登録の有無」欄の「あり」とは、食品リサイクル法第 10 条第 1 項の再生利用事業の登録を受けた事業者のことで。

⑪「10.肥料取締法等の手続きの有無」欄の「あり」とは、肥料取締法に基づく、農林水産大臣登録肥料、知事届出指定配合肥料又は知事届出特殊肥料の生産業者のことで。

⑫「11.自動車リサイクル法解体・破砕業許可の有無」欄の「あり」とは、栃木県若しくは宇都宮市から自動車リサイクル法第 60 条に基づく解体業の許可又は同法第 67 条に基づく破砕業の許可を受けている事業者のことで。

(2) 循環資源の種類

「産業廃棄物」に該当する循環資源は、「産業廃棄物の分類表」（別添 1）を参考にして、大分類、中分類、小分類の該当名を記入して下さい。

「一般廃棄物」（別添 1）に該当する循環資源は、大分類欄に「一般廃棄物」と記入し、「産業廃棄物の分類表」を参考にして、中分類、小分類の該当名を記入して下さい。

(3) 性状

循環資源提供側・・・排出段階の性状を記入して下さい。

循環資源受入側・・・受入段階の希望する性状を記入して下さい。

なお、「e 臭気」～「i 異物」は、循環資源受入側のみ記入して下さい。

(4) 循環資源利用目的・用途

循環資源受入側のみが、該当する循環資源利用目的・用途を選択し、該当部分の□にチェック「レ」を付けた上で、詳細欄にも具体的内容を記入して下さい。（複数選択可）

「□高効率発電」とは、「平成 15 年度新エネルギー事業支援対策事業交付基準」と同等以上の発電効率（方式により 10%以上～28%以上）のものを言います。

「□その他（ ）」を選ばれた方は、（ ）内に具体的な内容を記入して下さい。

(5) サンプル

循環資源受入側のみが、該当する用途を選択し、該当部分の□にチェック「レ」を付け下さい。

(6) 成分分析表

循環資源提供側・・・「□あり □なし □相談」欄中の 1 個のみ選択し、該当部分の□にチェック「レ」を付けて下さい。

循環資源受入側・・・「□必要 □不必要 □相談」欄中の 1 個のみ選択し、該当部分の□にチェック「レ」を付けて下さい。